

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」 を送付します

平成 21 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。通知書には保険料額や納付方法などを記載しています。

普通徴収のうち、納付書での納付が必要な人には、保険料を金融機関等で納付するための「後期高齢者医療保険料納付書兼領収済通知書」を同封します。

- ・特別徴収 … 年金からの引き去り（申請により普通徴収の口座振替に変更できる場合があります。くわしくは、お問い合わせください）
- ・普通徴収 … 納付書により金融機関等で納付（手続きにより口座振替もできます）

❖保険料の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
普通徴収				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

❖新しい「後期高齢者医療被保険者証」をお届けします

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限が、平成 21 年 7 月 31 日で切れるため、8 月 1 日からの新しい保険証を一斉に更新します。

新しい保険証は、7 月中旬から郵送しますが、安全・確実にお届けするために、簡易書留郵便で送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

また、7 月 31 日までに保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

❖「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

後期高齢者医療制度被保険者の同一世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付できます。

入院の際に、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担や食事代が減額されます。

8 月 1 日以降、減額の認定を受けるためには、申請が必要です。次のとおり申請を受け付けます。

◇受付日 8 月 1 日から随時

◇必要なもの 後期高齢者医療被保険者証・印章

過去 12 カ月の入院期間がわかるもの（90 日を越えた入院がある場合：食事代の判定に必要）

◇受付場所 市民課保険年金係（本庁舎 1 階④番窓口）

※認定証を持っている人で、8 月 1 日からも認定になる場合は、新しい認定証を送付します。申請は、不要です。

❖問合せ先

◇市民課保険年金係（☎ 47 - 1036）